

## 令和2年度 公益財団法人那須塩原市農業公社事業計画書

### I 基本方針

公益財団法人那須塩原市農業公社は、栃木県那須塩原市において農地利用集積田滑化事業その他担い手の確保・育成等農業構造の改善に関する事業を行い、農業の生産及び販売基盤を強化し、農業の振興及び消費者への食の安定供給を図り、もって地域社会の健全な発展に寄与することを目的として次の事業を行う。

- (1) 農地利用集積田滑化事業
- (2) 農業者研修育成事業
- (3) 認定農業者育成事業
- (4) 農林業施設の管理運営事業
- (5) 都市農村交流促進事業
- (6) 農業情報の収集、分析及び提供事業
- (7) 地域農産物の研究開発及び商品化
- (8) チャレンジファーマー事業（無料職業紹介事業含む）
- (9) その他目的を達成するために必要な事業

## II 実施計画

### 1 農地利用集積事業【公1】

農地バンク法の改正により令和2年4月1日から従来の農地利用集積円滑化事業が中間管理事業に統合されることになる。

このことを受け、本公社において扱う農地の貸借等に係る事業は次の①から③のとおりとなる。

なお、従来の農地利用円滑化事業において令和2年4月1日以降に終期を向かえる契約については、その都度、農地中間管理事業等への移行を図ることとする。

#### ①農地中間管理事業

事業の実施主体である栃木県農業振興公社（栃木県農地バンク）から農地の貸借業務と特例事業である売買業務の一部を受託して、市内における農地の更なる集積および集約化に向けた取組を実施する。

また、農地中間管理事業は、人・農地プランの内容に基づいて行うことから、プランの実質化に寄与する新たな農地の出し手と借受け希望者の掘り起こし及びマッチングに取り組む。

併せて、本事業の推進員による機動的な推進活動を実施するほか、農地利用最適化推進員との連携を図る。

#### ②機構集積協力金推進事業

農地中間管理事業への農地の出し手に対する支援策である機構集積協力金については、農地貸借の相談時においても交付金の受給の可否が要となるため、制度の内容を熟知し、要件の確認や調査業務等を適正に実施する。加えて交付金給付申請書の作成指導業務についても、関係機関と連携を密にしながら適正に実施する。

#### ③利用権設定等促進事業

農地中間管理事業によらない農地所有者と農地の借り手の間で利用権の設定を行う契約については、適宜相談及び受付等に応じ、農地の有効活用を促す。

## 2 農業者研修育成事業【公1】

### ①講演会、研修会の開催

経営管理能力の向上や農業農村の活性化、農業の持続的発展を図るため、適宜、有益かつ有効な最新の情報や技術習得の場を農業者に提供すべく、講演会、研修会、講習会等を開催する。

### ②農業者海外研修派遣

今後見込まれる農産物等の貿易自由化に向けた生産性の効率化や、農業の大規模化等、国際化の進展に対応できる優れた担い手を育成するため、次世代の青年農業者を対象とした海外派遣研修への参加支援を行う。

### ③農村生活研究グループ協議会活動支援

市内の女性農業士や女性農業委員、女性認定農業者等で構成する農村生活研究グループ協議会への活動支援として、自主事業の開催、市主催の「産業文化祭」への参加、那須地区農村生活研究グループ協議会事業への参加等を行う。協議会の具体的な取組として各小学校等へ出向き「おにぎり作り体験講座」などの食育活動、地産地消メニューの開発、レシピ集の発行を行う。

## 3 認定農業者育成事業【公1】

### ① 農業経営改善計画書の作成支援及び審査

国の施策や支援制度が認定農業者等を中心に展開されることから、経営感覚に優れ、効率的かつ安定的な農業経営を目指す中核的農業経営体を認定農業者として誘導し、農業経営改善計画の作成支援を実施する。加えて関係機関と連携を密にしながら、農業経営改善計画の適正な審査に努め、認定農業者の確保及び新規認定農業者の発掘を図る。

### ②認定農業者の育成・支援及び認定農業者の会の運営

認定農業者の資質向上や相互交流、各種情報の周知等を目的として組織する認定農業者の会の事務局として、先進地視察研修会や地域事業の開催、講演会

や農業者担い手サミットへの参加等、会員が自主的に様々な活動に取り組むことができるよう支援を行う。

### ③青年等就農計画認定審査及び農業次世代人材投資資金承認審査

農業者の高齢化に伴い新たな担い手の確保が急務となる中、意欲ある農業後継者や青年等就農者を認定新規就農者として誘導し、青年等就農計画書の作成支援を実施する。加えて関係機関と連携を密にしながら、青年等就農計画及び農業次世代人材投資資金の適正な審査に努め、認定新規就農者の確保及び発掘を図る。

その他、新規就農者の確保対策として、就農相談会・専業農家等の現地見学会の開催や各種新規就農フェアへの参加等に取り組む。

### ④おためしファーマー事業

新規就農者の確保のため、市内先進農家での就農希望者への短期実地研修を実施し、就農に向け栽培作物の選定や技術の習得を図る。

## 4 農林業施設の管理運営事業【公2】【収1】

### ①青木ふるさと物産センター管理運営【公2】

青木ふるさと物産センターの指定管理者として、市ブランド品の紹介及び地域の情報発信を行うとともに、道の駅「明治の森・黒磯」を訪れる人々に憩いの場所を提供するため、適切な維持管理及び運営に努める。

また、施設への更なる誘客を図るため感謝祭や収穫祭等のイベントを開催する。

### ②青木ふるさと物産センターにおける収益事業【収1】

青木ふるさと物産センター内の物産販売コーナーを使用し、市の特産品の受託販売及び牛乳、酒等の仕入れ販売を行う。

### ③道の駅「明治の森・黒磯」維持管理業務【収1】

市から委託を受け、トイレ、駐車場、自動車用急速充電器などの道の駅施設の良好な維持管理に努める。また、訪れる人々に憩いとやすらぎの場所を提供するため、ハンナガーデン等に季節の花を植栽するとともに緑の森を適切に維持管理する。

### ④とちぎ明治の森記念館（旧青木家那須別邸）維持管理業務【収1】

那須野が原の開拓の歴史を物語るとともに、ドイツの建築技術を用いた貴重な現代建築物として国指定重要文化財であり、日本遺産の構成文化財である旧青木家那須別邸を適切に管理する。

## 5 都市農村交流促進事業【公1】

### ①ふれあい農園管理

都市生活者等との交流を促進し、消費者ニーズ等の情報把握、さらに農業への理解を深めるとともに、市街地農地の有効利用を図るべく、農地所有者の協力のもとにふれあい農園を開設し管理業務を行う。

また、農業有識者が農園利用者に栽培方法や相談にその場で応じる栽培講習会を実施し、利用者の栽培技術の向上や利用拡大を図る。

### ②農業体験交流

農村資源を有効活用した都市と農村の交流を行う。具体的な取組として、認定農業者の会との共催による市内小学生の親子を対象とした農作物収穫体験を通じて地元農家との交流を図る。また、道の駅を発着とする田園ウォーキングを開催し、農村の魅力を発信していく。

## 6 農業情報の収集、分析、提供事業【公1】

農業関連の情報の収集、分析及び提供を行い、農業経営の改善を推進する。栃木県、那須塩原市、農業関係機関・団体等との連携を密に行い、農用地や農業全般の情報、講演会、研修会の情報等を市の広報、農業公社だよりやチラシ

等の配布、ホームページやフェイスブックにより広く提供する。

## 7 地域農産物の研究開発及び商品化に関する事業【公1】

地域の資源を活用した特産品を開発するための調査研究を行い、農産物の付加価値を高め、農家所得の向上と農村の活性化を図るため次の事業を行う。

①地元農産物を使用した特産品の試作、研究開発

②市ふるさと納税返礼品を中心としたギフト作り

## 8 チャレンジファーマー事業【公1】

農業に関心がある市民を対象に、園芸作物を中心に圃場での学習や机上研修を通じて生産技術の習得を図るべく、チャレンジファーマー養成支援塾を開講する。また、今後新規就農を考えている人や農業生産法人等への就職、生きがい作りとして農業へかかわっていきたい人などが農業技術を学ぶ場とする。

養成支援塾修了者はチャレンジファーマーとして人材登録バンクに登録し、生産技術を持った労働者を確保したい農業者は、チャレンジファーマー活用登録バンクに登録することで相互に情報提供を行い（マッチング）、雇用契約の締結を図る。

無料職業紹介事業所としてチャレンジファーマーの人材活用を推進し、J Aなすの無料職業紹介事業等と連携し、積極的なマッチングを行い、農業経営の安定、生産性の向上等の地域農業の活性化を図る。

## 9 その他目的達成に必要な事業

その他公社の目的を達成するために必要な事業の推進を図る。

### ①公益法人制度の適正な事務の推進

#### (1) 遵守事項

事業運営において、公益目的事業の収支相償、公益目的事業比率、遊休財産額保有制限、寄附募集の禁止行為、収益事業等の区分経理、役員等報酬等の支給基準等を遵守する。

## **(2) 情報開示**

公益を増進する公益法人として、社会に対する情報開示が求められるため、毎事業年度の事業報告、財産目録、役員等名簿、理事・監事及び評議員に対する報酬の支給の基準を記載した書類、運営組織及び事業活動状況の概要等に関する書類を作成し、これらの書類を5年間主たる事務所に備え置く。また、ホームページにて情報を開示する。

## **(3) 事業報告等**

毎事業年度経過後3か月以内に（事業計画書、収支予算書等の書類については、毎事業年度開始の日の前日までに）、財産目録等を行政庁（栃木県経営技術課）に提出する。

## **②その他目的達成に必要な事業の推進**